

## 多田雅史

**件名:** 全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA)【情報 Vol.1 8 8】  
**添付ファイル:** 原告準備書面 (1) .pdf; 訴訟告知書.pdf; 松本医師意見書、テキスト認識.pdf; 修正意見書 (松本俊彦医師から郵送されてきたもの) .pdf; 法人文書不開示決定通知書 (NCNP)\_2020\_4\_14.pdf

各位 (本情報提供メールは当会会員、協力弁護士、協力医、報道機関、医療過誤団体、野党政党等の約400カ所へ送信しています)

全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 (BYA) の多田雅史です。

本メールはベンゾジアゼピン (BZD) 関連情報をお送りしています。

- (1) 新規の情報提供希望者が身近におられた場合、BYA-HPの「お問合せ」をご紹介ください。  
<https://www.benzodiazepine-yakugai-association.com/>
- (2) 有用な情報をお持ちの方は本メールに返送してお知らせください。皆さんに情報提供します。
- (3) 情報の中で「拡散すべき情報」があれば、皆さんの判断で自由に「転送・SNS拡散」してください。

### 【目次】

1. 行政事件訴訟法による訴訟の進捗状況 (添付)
2. 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター (NCNP) の松本俊彦医師による「修正意見書」について (再添付)
3. 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター (NCNP) への情報開示請求 (添付)
4. 専門家との協議の重要性

### 【記事】

1. 行政事件訴訟法による訴訟の進捗状況 (添付)  
原告 (多田)、被告 (国循) として、ベンゾジアゼピン医療事故を医療法の「事故等事案」 (医療法施行規則12条) の「事故等報告書」を登録分析機関 (公益財団法人日本医療機能評価機構) に報告することを求める訴訟が、名古屋地裁に係属している。  
次回弁論に向けて、原告準備書面 (1) (添付) を同地裁へ提出した。合わせて、「訴訟告知書」 (添付) を事故等報告書の提出機関 (同機構) 及び医療法を管掌する厚生労働省医政局長へ送付するように、裁判所へ申し立てた。少し長いですが、時間のある方はご参考下さい。

2. 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター (NCNP) の松本俊彦医師による「修正意見書」について (再添付)

以下の点でお問い合わせがあったので、お知らせする。

- (1)Qこれは誰に対して発行した文書か : 「修正意見書」は、NCNPの松本俊彦医師が名古屋地裁に発行したもので、修正意見書は原告 (多田宛) に郵送されてきた。その内容が、松本医師しか知り得ない事実が記載されていることから、松本俊彦医師本人が記載されたものと判断して、原告は名古屋地裁に証拠として提出した (甲47号証)。
- (2)Qどこに公開されているのでしょうか : A名古屋地裁に証拠として提出され、BYA-HPにも掲載した。
- (3)Qなぜ急にこのように態度を180度変えたのでしょうか : A修正意見書の冒頭で、『私は、精神保健研究所薬物依存研究部の研究医及び臨床の精神科医として、長年にわたり、依存性薬物の研究及び治療に携わり、処方薬物の向精神薬 (ベンゾジアゼピン等) 並びに違法薬物の大麻や覚せい剤等の依存性薬物が引き起こす薬物依存 (又は、最新の文献では「物質使用障害」という) を基礎とする副作用及び障害

等を十分に把握し警告してきた医師として、また、原告を始めとする国内に多数存在するベンゾジアゼピン副作用被害者の実情を鑑み、自らの知見に反する意見書を記載し提出したことに対して、自責の念を禁じ得ず、ベンゾジアゼピンの副作用に関する医学的真実を明らかにするため、本修正意見書を作成することを決心したものです。』と修正意見書を記載した心情を吐露しているため、原告は松本俊彦医師本人が記載されたものと判断した。

(4)Qもともとわかっていたのに過激な意見を述べて、国や専門家や、社会の反応をもてあそんでいたのか：A現時点で、修正意見書は松本俊彦医師本人が記載されたものかは認定されておらず、被告は否定しているので、真贋の確認は「松本俊彦医師の証人尋問」しかないため、現在、名古屋地裁へ証人尋問の実施を求めている。

### 3. 国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（NCNP）への情報開示請求（添付）

[https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws\\_search/lsg0500/detail?lawId=413AC0000000140](https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=413AC0000000140)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律に基づき、NCNPへ12つの法人文書の開示請求を行った結果、**NCNPは不開示決定を通知**してきた。その理由は、『開示請求のあった文書はすべて、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第2条第2項に規定されている「法人文書（独立行政法人等の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した文書、一図面及び電磁的記録であって、当該独立行政法人等の役員又は職員が組織的に用いるものとして、当該独立行政法人等が保有しているもの）」にあたらなため。』としている。しかし、松本俊彦医師はNCNPの薬物依存部長の名義で「意見書」を作成し、名古屋地裁へ提出しているため、このような理由での不開示は認められない。よって、速やかに、同法により「**審査請求**」を行う。

### 4. 専門家との協議の重要性

診断書（治療）、訴訟、年金請求、確定申告、知財権、技術開発などは、それぞれの専門家と協議して、必要な知見を得ることが重要です。

(1)診断書（治療）は**医師**へ、(2)訴訟は**弁護士**へ、(3)年金請求は**社会保険労務士**へ、(4)確定申告は**税理士**へ、(5)知財権は**弁理士**へ、(6)技術開発は**技術士**へ、相談しなければ手続きは進みません。しかも、医師、弁護士、弁理士、税理士、技術士は、さらに細分化したそれぞれの専門分野があり、その専門分野に得意なエキスパートと相談することが必須です。私自身も、それぞれの手続きで、**各資格者のエキスパートへ相談し、助言**を得ながら進めています。各分野のエキスパートの知見を活用しないで、副作用被害者だけが集まって話し合っても、問題の解決には結びつくことはないでしょう。皆さんも、それぞれの専門家をぜひ活用してください。



全国ベンゾジアゼピン薬害連絡協議会 多田雅史